

最高裁民三第310号

(庶ろ-03)

平成30年6月25日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 平田 豊

管財人等協議会の開催について（通達）

標記の協議会を別紙の要領によって開催してください。

なお、協議会終了後、2箇月以内に、その開催の日時等を別紙様式により、当局第三課倒産手続係宛てに文書管理システムを利用して報告してください。

おって、協議結果については、単位弁護士会にその結果の周知を働き掛けるなどして、協議員以外の者にも広くその結果が伝わるよう配慮してください。

(別紙)

管財人等協議会開催要領

- | | |
|--------|---|
| 1 主催 | 各地方裁判所 |
| 2 期日 | 平成30年9月から平成31年3月までの間のうち1日 |
| 3 場所 | 各地方裁判所 |
| 4 協議事項 | 倒産事件の管財事務等の処理に関し考慮すべき事項 |
| 5 協議員 | 破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員、管財人及び個人再生委員並びに会社更生事件の管財人等の各候補者 |
| | 各地方裁判所が定める人数 |
| 6 参列員 | 各地方裁判所の倒産事件担当の裁判官及び裁判所書記官 |
| | 各地方裁判所が定める人数 |

(別紙様式)

平成30年度管財人等協議会開催報告

開催場所 _____ (府名) _____ 地方裁判所

1 日時	
開 催 日	平 成 年 月 日
開始及び終了の時刻	時 分 から 時 分 まで
2 参加者数	
協 議 員 数 (オブザーバー等の出席者 を含む。) ※	人
参 列 員 数 ※	人
3 その他	

※ 「協議員」及び「参列員」の定義は管財人等協議会開催要領参照 (最民三)

最高裁民三第311号

(庶ろ-03)

平成30年6月25日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

管財人等協議会の開催について（通知）

標記の協議会の開催について、別紙のとおり地方裁判所長に通達しました。

(別紙)

最高裁民三第310号

(庶ろー03)

平成30年6月25日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 平田 豊

管財人等協議会の開催について（通達）

標記の協議会を別紙の要領によって開催してください。

なお、協議会終了後、2箇月以内に、その開催の日時等を別紙様式により、当局第三課倒産手続係宛てに文書管理システムを利用して報告してください。

おって、協議結果については、単位弁護士会にその結果の周知を働き掛けるなどして、協議員以外の者にも広くその結果が伝わるよう配慮してください。

(別紙)

管財人等協議会開催要領

- | | |
|--------|---|
| 1 主催 | 各地方裁判所 |
| 2 期日 | 平成30年9月から平成31年3月までの間のうち1日 |
| 3 場所 | 各地方裁判所 |
| 4 協議事項 | 倒産事件の管財事務等の処理に関し考慮すべき事項 |
| 5 協議員 | 破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員、管財人及び個人
再生委員並びに会社更生事件の管財人等の各候補者 |
| | 各地方裁判所が定める人数 |
| 6 参列員 | 各地方裁判所の倒産事件担当の裁判官及び裁判所書記官 |
| | 各地方裁判所が定める人数 |

(別紙様式)

平成30年度管財人等協議会開催報告

開催場所	(庁名)	地方裁判所
1 日時		
開 催 日	平 成 年 月 日	
開始及び終了の時刻	時 分 から	時 分 まで
2 参加者数		
協 議 員 数 (オブザーバー等の出席者 を含む。) ※	人	
参 列 員 数 ※	人	
3 その他		

※ 「協議員」及び「参列員」の定義は管財人等協議会開催要領参照 (最民三)

(庶ろー03)

平成30年6月25日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、管財人等協議会の開催については、本日付け最高裁民三第310号により通達を発出したところです。

破産事件については、平成28年度の民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会以降、同時廃止事件と管財事件の振り分け基準や管財事件の最低予納金額といった利用者の経済的利害に直接関係する事務処理の基準について、手続の透明性や公平性の観点から、各庁において、その見直しの検討・実施が進められていると承知しております。これらの運用の見直しにより、これまで同時廃止事件として処理されていた事案が財産調査の必要性等から管財事件となり、予納金の額以上の財団が形成される見込みが乏しい一方で相当程度の管財業務が必要となる事件が増加することも考えられ、事件動向やそれに応じた管財業務の在り方等に変化が生じる可能性があります。そこで、振り分け基準等の運用の見直しによる事件動向への影響の有無（見直しを検討中の庁においては影響の可能性）について協議した上で、その結果を踏まえ、新たな運用の下における申立代理人による適切な準備や手続の選択、管財業務の在り方、破産管財人と申立代理人との役割分担等について、問題点と改善の方向性を協議することが有益であると思われます。

また、管財事件について、適正・迅速な処理を実現するためには、継続的かつ安定的に、質の高い破産管財人候補者の給源を確保しておく必要があるところ、若手破産管財人候補者及び中堅破産管財人候補者の育成については、これまで各種の協

議会等において議論されており、OJTによる育成として経験豊富な弁護士をアドバイザーとする管財人代理の活用等が検討され、一定の成果も見られるとの報告がされています。しかしながら、小規模庁や支部においては、事件数や人的態勢等から当該庁のみで十分な育成を図ることが困難な場合もあり、育成に適した事件の減少や事務所の垣根を越えた管財人代理の困難性等のあい路も指摘されているところです。破産事件の新受件数が増加に転じた状況を踏まえると、若手破産管財人の育成は重要度を増しており、また、大型事件、複雑・困難事件に対応することができる中堅破産管財人の育成が進まなければ、一部の候補者にそのような事件が集中することで、破産管財人の段階的なスキルアップやノウハウ継承の機会が失われ、将来的な事件動向の変動に適切に対応することが困難となる可能性があります。そこで、育成制度の更なる充実や候補者層の拡大を図るため、各庁の実情に応じた取組の在り方について、本庁・支部間等の裁判所内での連携や弁護士会と裁判所との連携、事務所を越えたOJTの活用等の観点から、更に協議を重ねることが重要であると思われます。

個人再生事件については、近年、前年比10%を超える割合で新受件数の増加が続いている、これに伴って未済件数も増加している一方で、事前調査や法的検討等が不足した状態で申立てがされることで、不備の補正等に時間を要して開始決定が遅延している例が見受けられるなど、申立てから開始決定までの期間が長期化している状況にあります。新受件数の大幅な増加に対応し、適正・迅速な事件処理を実現するためには、適切な申立て及びその準備を確保する必要があるほか、例えば、事案に応じて個人再生委員を選任することも一つの方策として考えられるところですが、これ以外にも、各庁の実情に応じた具体的方策について協議することが重要であると思われます。

以上のような観点を踏まえ、本年度の管財人等協議会においては、別紙の協議事項や、各庁において取り組むべき課題及び対応策について意見交換を行うようにしてください。

敬　具

(別紙)

主な協議事項

- 1 振り分け基準等の運用の見直し状況を踏まえた管財人業務の在り方について
- 2 各庁の実情に応じた破産管財人候補者の育成の現状と課題について
- 3 個人再生事件を適正・迅速に処理するための方策について

(庶ろー03)

平成30年6月25日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、管財人等協議会の開催については、別紙のとおり地方裁判所長に書簡を發出しました。

敬 具

(別紙)

(庶ろ-03)

平成30年6月25日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、管財人等協議会の開催については、本日付け最高裁民三第310号により通達を発出したところです。

破産事件については、平成28年度の民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会以降、同時廃止事件と管財事件の振り分け基準や管財事件の最低予納金額といった利用者の経済的利害に直接関係する事務処理の基準について、手続の透明性や公平性の観点から、各庁において、その見直しの検討・実施が進められていると承知しております。これらの運用の見直しにより、これまで同時廃止事件として処理されていた事案が財産調査の必要性等から管財事件となり、予納金の額以上の財団が形成される見込みが乏しい一方で相当程度の管財業務が必要となる事件が増加することも考えられ、事件動向やそれに応じた管財業務の在り方等に変化が生じる可能性があります。そこで、振り分け基準等の運用の見直しによる事件動向への影響の有無（見直しを検討中の庁においては影響の可能性）について協議した上で、その結果を踏まえ、新たな運用の下における申立代理人による適切な準備や手続の選択、管財業務の在り方、破産管財人と申立代理人との役割分担等について、問題点と改善の方向性を協議することが有益であると思われます。

また、管財事件について、適正・迅速な処理を実現するためには、継続的かつ安定的に、質の高い破産管財人候補者の給源を確保しておく必要があるところ、若手

破産管財人候補者及び中堅破産管財人候補者の育成については、これまで各種の協議会等において議論されており、OJTによる育成として経験豊富な弁護士をアドバイザーとする管財人代理の活用等が検討され、一定の成果も見られるとの報告がされています。しかしながら、小規模庁や支部においては、事件数や人的態勢等から当該庁のみで十分な育成を図ることが困難な場合もあり、育成に適した事件の減少や事務所の垣根を越えた管財人代理の困難性等のあい路も指摘されているところです。破産事件の新受件数が増加に転じた状況を踏まえると、若手破産管財人の育成は重要度を増しており、また、大型事件、複雑・困難事件に対応することができる中堅破産管財人の育成が進まなければ、一部の候補者にそのような事件が集中することで、破産管財人の段階的なスキルアップやノウハウ継承の機会が失われ、将来的な事件動向の変動に適切に対応することが困難となる可能性があります。そこで、育成制度の更なる充実や候補者層の拡大を図るため、各庁の実情に応じた取組の在り方について、本庁・支部間等の裁判所内での連携や弁護士会と裁判所との連携、事務所を越えたOJTの活用等の観点から、更に協議を重ねることが重要であると思われます。

個人再生事件については、近年、前年比10%を超える割合で新受件数の増加が続いている、これに伴って未済件数も増加している一方で、事前調査や法的検討等が不足した状態で申立てがされることで、不備の補正等に時間をして開始決定が遅延している例が見受けられるなど、申立てから開始決定までの期間が長期化している状況にあります。新受件数の大幅な増加に対応し、適正・迅速な事件処理を実現するためには、適切な申立て及びその準備を確保する必要があるほか、例えば、事案に応じて個人再生委員を選任することも一つの方策として考えられるところですが、これ以外にも、各庁の実情に応じた具体的方策について協議することが重要であると思われます。

以上のような観点を踏まえ、本年度の管財人等協議会においては、別紙の協議事項や、各庁において取り組むべき課題及び対応策について意見交換を行うようにし

敬 具

てください。

(別紙)

主な協議事項

- 1 振り分け基準等の運用の見直し状況を踏まえた管財人業務の在り方について
- 2 各庁の実情に応じた破産管財人候補者の育成の現状と課題について
- 3 個人再生事件を適正・迅速に処理するための方策について

(庶ろー15-B)

平成30年6月25日

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課長 成田晋司

管財人等協議会における協議問題等の報告について

(事務連絡)

本年度の管財人等協議会の実施については、本日付け最高裁民三第310号民事局長通達及び同書簡が発出されたところですが、本協議会において各庁が協議した協議問題及び協議結果等について、今後の執務の参考とさせていただくため、下記のとおり、当課倒産手続係マーリングリスト()宛てに、各地方裁判所からメールを送信する方法により、御報告をお願いします。

記

1 協議問題の取扱いについて

本協議会における協議問題については、各庁から御報告をいただいた上で、当局においてこれを取りまとめ、J・NETポータル上の「民事情報データベース」に掲載することとします。

については、各庁においては、別紙のとおり、協議問題及び出題趣旨ないし問題意識等を記載した文書を、本協議会終了後2箇月以内に報告してください。

2 弁護士会宛て周知用文書の送付について

上記局長通達により、管財人等協議会の協議結果について、単位弁護士会への周知をお願いしているところですが、今後の検討のため、単位弁護士会に対して協議結果を周知されましたら、その周知文書を含めて報告してください。

(別紙)

協議問題の記載例（※は記載事項がない場合は、記載不要です。）

● ● 地方裁判所

【協議問題】

1 (弁護士会提出)

【出題趣旨】

.

※添付ファイル 1

.

(庶ろ-15-B)

平成30年6月25日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課長 成田晋司

管財人等協議会における協議問題等の報告について

(事務連絡)

標記の協議問題等の報告について、別紙のとおり地方裁判所事務局長に連絡しました。

(別 紙)

(庶ろ-15-B)

平成30年6月25日

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課長 成 田 晋 司

管財人等協議会における協議問題等の報告について

(事務連絡)

本年度の管財人等協議会の実施については、本日付け最高裁民三第310号民事局長通達及び同書簡が発出されたところですが、本協議会において各庁が協議した協議問題及び協議結果等について、今後の執務の参考とさせていただくため、下記のとおり、当課倒産手続係マーリングリスト([REDACTED])宛てに、各地方裁判所からメールを送信する方法により、御報告をお願いします。

記

1 協議問題の取扱いについて

本協議会における協議問題については、各庁から御報告をいただいた上で、当局においてこれを取りまとめ、J・NETポータル上の「民事情報データベース」に掲載することとします。

については、各庁においては、別紙のとおり、協議問題及び出題趣旨ないし問題意識等を記載した文書を、本協議会終了後2箇月以内に報告してください。

2 弁護士会宛て周知用文書の送付について

上記局長通達により、管財人等協議会の協議結果について、単位弁護士会への周知をお願いしているところですが、今後の検討のため、単位弁護士会に対して協議結果を周知されましたら、その周知文書を含めて報告してください。

(別紙)

協議問題の記載例（※は記載事項がない場合は、記載不要です。）

● ● 地方裁判所

【協議問題】

1 (弁護士会提出)

【出題趣旨】

.

※添付ファイル 1

.

平成30年6月25日

地方裁判所事務局総務課長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課課長補佐 福島 聰

管財人等協議会開催における留意事項について（事務連絡）

本年度の管財人等協議会の実施については、本日付け民事局長通達及び同書簡が発出されたところですが、同協議会の開催に当たって、各庁で外部講師や外部の専門家の参加を予定する場合においては、下記の点に御留意いただくようお願い申し上げます。

記

1 外部講師や外部の専門家の参加を予定する場合の事前連絡について

協議会において、協議のほかに外部講師による講演を予定する場合、あるいは、協議のコメンテーターとして外部の専門家を依頼する場合には、講師謝金について予算措置を講じることを検討する必要がありますので、次の(1)から(3)までの事項を8月20日（月）までに当課倒産手続係宛てに御連絡ください。

なお、外部講師として弁護士に謝金を支払う場合には、講演の内容が、管財人候補者だけを対象としたものではなく、裁判官や書記官にとっても執務上有益なものとなるよう配慮してください。この場合には、次の(4)の事項も併せてお知らせください。

また、外部講師等として複数名に依頼される場合は、必要性や相当性について別途御説明いただく必要がありますので、講師予定者に依頼する前にあらかじめお知らせください。

おって、御連絡をいただいたから講師謝金の予算示達までには2箇月程度要しますので、協議会開催日の決定に当たってはこの点を考慮してください。同日ま

での御連絡が困難な場合には、まずは外部講師による講演等の予定の有無や予定人数をお知らせいただき、本事務連絡に基づき御連絡をいただく事項については、追ってお知らせいただくことでも差し支えありません。

- (1) 本協議会の開催予定日並びに講演等の内容及び時間
- (2) 外部講師または外部の専門家の氏名、資格及び経歴
- (3) 協議や講演の形式（例としては、次のアからウまでが考えられますが、これ以外の形式であっても差し支えありません。）
 - ア 外部講師の基調講演をし、それを基に協議をする。
 - イ 外部の専門家をコメンテーターとして協議をする。
 - ウ 外部講師の講演のほかに協議をする。
- (4) 講演の演目や目的（ただし、外部講師が弁護士である場合に限る。）

2 上記1の連絡先

当課倒産手続係メーリングリスト（[REDACTED]）宛てメールを送信する方法により御連絡をお願いします。

平成30年6月25日

高等裁判所事務局総務課長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課課長補佐 福島 聰

平素よりお世話になっております。

さて、管財人等協議会の開催に関し、別紙のとおり地方裁判所事務局総務課長に事務連絡を発出しましたので、お知らせします。

(別紙)

平成30年6月25日

地方裁判所事務局総務課長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課課長補佐 福島聰

管財人等協議会開催における留意事項について（事務連絡）

本年度の管財人等協議会の実施については、本日付け民事局長通達及び同書簡が発出されたところですが、同協議会の開催に当たって、各庁で外部講師や外部の専門家の参加を予定する場合においては、下記の点に御留意いただくようお願い申し上げます。

記

1 外部講師や外部の専門家の参加を予定する場合の事前連絡について

協議会において、協議のほかに外部講師による講演を予定する場合、あるいは、協議のコメンテーターとして外部の専門家を依頼する場合には、講師謝金について予算措置を講じることを検討する必要がありますので、次の(1)から(3)までの事項を8月20日（月）までに当課倒産手続係宛てに御連絡ください。

なお、外部講師として弁護士に謝金を支払う場合には、講演の内容が、管財人候補者だけを対象としたものではなく、裁判官や書記官にとっても執務上有益なものとなるよう配慮してください。この場合には、次の(4)の事項も併せてお知らせください。

また、外部講師等として複数名に依頼される場合は、必要性や相当性について別途御説明いただく必要がありますので、講師予定者に依頼する前にあらかじめお知らせください。

おつて、御連絡をいただいてから講師謝金の予算示達までには2箇月程度要し

ますので、協議会開催日の決定に当たってはこの点を考慮してください。同日までの御連絡が困難な場合には、まずは外部講師による講演等の予定の有無や予定人数をお知らせいただき、本事務連絡に基づき御連絡をいただく事項については、追ってお知らせいただくことでも差し支えありません。

- (1) 本協議会の開催予定日並びに講演等の内容及び時間
- (2) 外部講師または外部の専門家の氏名、資格及び経歴
- (3) 協議や講演の形式（例としては、次のアからウまでが考えられますが、これ以外の形式であっても差し支えありません。）
 - ア 外部講師の基調講演をし、それを基に協議をする。
 - イ 外部の専門家をコメンテーターとして協議をする。
 - ウ 外部講師の講演のほかに協議をする。
- (4) 講演の演目や目的（ただし、外部講師が弁護士である場合に限る。）

2 上記1の連絡先

当課倒産手続係マーリングリスト（[REDACTED]）宛てメールを送信する方法により御連絡をお願いします。